

令和5年第4回（12月）定例会

議案説明

令和5年12月1日

議案番号	件名	ページ
報告第5号	公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の令和4年度における業務の実績に関する評価結果の報告について	1
議案第68号	令和5年度山陽小野田市一般会計補正予算（第8回）について	2
議案第69号	令和5年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）について	3
議案第70号	令和5年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について	3
議案第71号	令和5年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第2回）について	3
議案第72号	令和5年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について	4
議案第73号	令和5年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第2回）について	4
議案第74号	令和5年度山陽小野田市下水道事業会計補正予算（第1回）について	4
議案第75号	山陽小野田市組織条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第76号	山陽小野田市職員給与条例等の一部を改正する条例の制定について	5
議案第77号	山陽小野田市長等の給与に関する条例及び山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第78号	山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第79号	山陽小野田市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について	6
議案第80号	山陽小野田市犯罪被害者等支援条例の制定について	6
議案第81号	山陽小野田市ケアセンターさんよう条例を廃止する条例の制定について	6
議案第82号	山陽小野田市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案第83号	物品の購入について	7

議案第 8 4 号	山陽小野田市ケアセンターさんよりの指定管理者の指定の一部変更について	7
議案第 8 5 号	山陽小野田市民活動センターの指定管理者の指定について	7
議案第 8 6 号	山陽小野田市きららガラス未来館の指定管理者の指定について	8
議案第 8 7 号	山陽小野田市体育施設の指定管理者の指定について	8
議案第 8 8 号	山陽小野田市斎場の指定管理者の指定について	8
議案第 8 9 号	竜王山公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について	8
議案第 9 0 号	北部地区都市公園外施設の指定管理者の指定について	8
議案第 9 1 号	公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学中期目標（第 2 期）の変更について	8

本日は、令和5年度山陽小野田市一般会計補正予算その他諸議案を御審議いただくためお集まりいただきました。

それでは、ただ今上程されました報告第5号公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の令和4年度における業務の実績に関する評価結果の報告について御説明いたします。

これは、市の附属機関である山陽小野田市公立大学法人評価委員会から、令和5年10月19日付けで公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の令和4年度における業務の実績に関する評価結果について報告を受けたため、地方独立行政法人法第78条の2第6項の規定により、議会に報告するものであります。

評価結果としましては、事業単位・指標単位の項目別評価が118項目のうち、年度計画の目標を上回った又は十分な実施と認められ「a」評価となった項目が90、年度計画の目標をおおむね実施と認められ「b」評価となった項目が24、年度計画の目標を下回る又は実施が不十分であり「c」評価となった項目が4となっており、約96%が年度計画の目標を達成した又は概ね達成したとの評価を受けています。このような実施状況から、大項目別評価においては、6項目のうち中期計画の進捗は順調とのA評価が2、概ね順調とのB評価が4となっており、全体評価として、中期計画の進捗は概ね順調との評価を受けております。

以上、御報告申し上げます。

それでは、ただいま上程されました諸議案について順次御説明申し上げます。

議案第68号から議案第74号までは、令和5年度の補正予算であります。

議案第68号は、一般会計補正予算であります。

今回の補正は、人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の調整、歳計剰余金処分による基金の積立て、LABVプロジェクト関連事業、ケアセンターさんよう運営事業等取り急ぎ措置すべき案件についての補正であり、歳入歳出それぞれ8億6,495万2,000円を追加し、予算総額を341億3,520万4,000円とするものです。

補正の主な内容としまして、まず歳入については、国庫支出金8,139万3,000円、県支出金1,643万8,000円、寄附金3,085万7,000円、繰越金6億1,657万3,000円、諸収入1億4,521万3,000円、市債820万円をそれぞれ増額し、市税1,000万円、使用料及び手数料423万6,000円、繰入金1,948万6,000円をそれぞれ減額しております。

次に歳出については、議会費では、人件費の調整として446万9,000円を減額し、総務費では、歳計剰余金処分による基金の積立て、LABVプロジェクト関連事業等として5億4,325万3,000円を増額し、民生費では、新型コロナウイルス感染症対策事業費補助事業、ケアセンターさんよう運営事業等の減はあるものの、国県支出金の精算に伴う償還金、自立支援給付事業等の増として2億7,158万8,000円を増額しております。

次に衛生費では、一般廃棄物処理事業等の増はあるものの、人件費の調整等の減として1,252万6,000円を減額し、労働費では、人件費の調整として55万6,000円を減額し、農林水産業費では、人件費の調整として1,466万7,000円を増額しております。

次に商工費では、人件費の調整として32万6,000円を減額し、土木費では公共下水道事業への繰出等の減はあるものの、道路橋りょう維持補修事業等の増として610万3,000円を増額し、消防費では、人件費の調整として3,000円を増額しております。

次に、教育費では、人件費の調整等として4,468万4,000円を増額し、災害

復旧費では、公共土木施設災害復旧事業等として 253 万 1,000 円を増額しております。

なお、債務負担行為の補正において、市民活動センター指定管理者委託料ほか 6 件を追加するとともに、地方債の補正として、借入限度額の追加及び変更をしております。

議案第 69 号は、駐車場事業特別会計補正予算であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 127 万 2,000 円を追加し、予算総額を 4,792 万円とするものです。

補正の内容としまして、令和 4 年度決算が確定したことから、歳入については、前年度繰越金 127 万 2,000 円を増額し、歳出については、予備費 127 万 2,000 円を増額しております。

議案第 70 号は、国民健康保険特別会計補正予算であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 9,985 万 8,000 円を追加し、予算総額を 71 億 8,226 万 5,000 円とするものです。

補正の内容としまして、まず歳入については、出産育児一時金の支給に関する補助金として国庫支出金 4 万 9,000 円、職員給与費等に関する繰入金等として繰入金 298 万 1,000 円、令和 4 年度決算が確定したことから繰越金 9,682 万 8,000 円をそれぞれ増額しております。

次に、歳出では、人件費の調整として総務費 303 万円、基金積立金 9,682 万 8,000 円をそれぞれ増額しております。

議案第 71 号は、介護保険特別会計補正予算であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 2 億 7,392 万円を追加し、予算総額を 70 億 1,805 万 7,000 円とするものです。

補正の内容としまして、まず歳入については、人件費の調整に伴う地域支援事業の調整として国庫支出金 225 万 8,000 円、支払基金交付金 28 万 7,000 円、県支出金 112 万 8,000 円をそれぞれ減額し、繰入金 237 万 5,000 円、令和 4 年度決算が確定したことに伴う精算により繰越金 2 億 7,521 万 8,000 円をそれぞ

れ増額しております。

次に、歳出については、人件費の調整等として総務費 1,251 万 9,000 円、令和 4 年度における給付費等の精算に伴い基金積立金 2 億 826 万 1,000 円、国及び県への償還金として諸支出金 6,515 万円をそれぞれ増額し、人件費の調整として地域支援事業費 1,201 万円を減額しております。

議案第72号は、後期高齢者医療特別会計補正予算であります。

今回の補正は、人件費の調整等として歳入歳出それぞれ 630 万 6,000 円を減額し、予算総額を11億 9,943 万 9,000 円とするものです。

補正の内容としまして、まず歳入では、繰入金 557 万 2,000 円、諸収入 192 万 5,000 円をそれぞれ減額しています。また、令和 4 年度決算が確定したことから繰越金 119 万 1,000 円を増額しております。

次に、歳出については、総務費 335 万 5,000 円、後期高齢者医療広域連合納付金 295 万 1,000 円をそれぞれ減額しております。

議案第73号は、小型自動車競走事業特別会計補正予算であります。

今回の補正は、人件費の調整に伴う補正であり、歳出について、競走事業費 220 万 2,000 円を増額し、予備費 220 万 2,000 円を減額しております。

結果、歳出総額は 263 億 9,587 万 6,000 円のまま変わりありません。

議案第74号は、下水道事業会計補正予算であります。

今回の補正は、人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の調整並びに雨天時浸水対策のための追加工事の実施によるものです。

補正の内容としまして、まず収益的収支の収入では、749 万 2,000 円を減額し、収入総額を19億 2,015 万 4,000 円としております。支出については、749 万 2,000 円を減額し、支出総額を18億 6,908 万 7,000 円としております。

次に、資本的収支の収入については、3,977 万 8,000 円を増額し、収入総額を17億 1,174 万 6,000 円としております。支出については、3,977 万 8,000 円を増額し、支出総額を25億 604 万 8,000 円としております。

議案第75号は、山陽小野田市組織条例の一部改正であります。

これは、大学推進室について、薬学部に関連する一連の工事が終わったことから、今後はまちづくりの視点から大学との連携事業や運営の推進を行っていくため、その所管事務を企画部に移管するものです。移管後は企画部企画課大学連携室として、山口県立厚狭高等学校南校舎跡地への医療保健に関する学部の開設や更なる人的・知的資源の交流、活用なども見据えて、本市のまちづくりの知の拠点である山口東京理科大学の魅力を最大限引き出しながら、今後も様々な関連施策を展開していくこととしております。

議案第76号は、山陽小野田市職員給与条例等の一部改正であります。

これは、令和5年度の人事院勧告を受けて、一般職の職員の給与に関する法律等の関連法案が可決されたことに伴い、本市についても国に準じた職員給与の改定を実施するため、所要の改正を行うものです。

改正の内容は、民間給与の水準が公務員を上回ったことからその較差を解消するため、給料月額を引き上げを行うとともに、賞与については支給率を0.1月分引き上げ、年間の支給月数を4.4月から4.5月とするもので、令和5年4月分から適用することとしております。

議案第77号は、山陽小野田市長等の給与に関する条例及び山陽小野田市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正であります。

これは、令和5年度の人事院勧告に準じた職員給与の改定と同様に、市長等について所要の改正を行うものです。

改正の内容は、期末手当について、現行の年間4.4月から0.1月分引き上げ、年間4.5月の支給とするもので、令和5年12月分から適用することとしております。

議案第78号は、山陽小野田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部改正についてであります。

これは、特別職の職員の給与に関する法律が可決されたことから、本市についても国に準じて、所要の改正を行うものです。

改正の内容は、期末手当について、現行の年間 3.3 月から 0.1 月分引き上げ、年間 3.4 月の支給とするもので、令和 5 年 12 月分から適用することとしております。

議案第 79 号は、山陽小野田市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定であります。

これは、人材育成の一環として資格取得を目指す職員や、自己成長のため多様な経験を積みたいなど高い志をもって自己啓発に取り組む職員に対して、一定期間休業を認める制度を創設するため条例を制定するものです。大学等課程の履修又は国際貢献活動への参加が条件であり、公務の運営に支障がなく、公務に関する能力の向上に資する場合に休業を認めることで、職員の自己啓発意識を高め、その取組を後押しすることを目的としております。

議案第 80 号は山陽小野田市犯罪被害者等支援条例の制定であります。

これは、国において犯罪被害者等基本法が制定され、全国的にも、また、山口県や県内他市においても、犯罪被害者等への支援条例を制定する動きが広まっており、本市においても、犯罪被害者等への支援に関する基本理念を定め、市等の責務を明らかにし、犯罪被害者等の権利利益の保護及び犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減を目指した施策を総合的に推進し、市民等が安全に、かつ安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、条例を制定するものであります。

議案第 81 号は、山陽小野田市ケアセンターさんよう条例の廃止であります。

これは、ケアセンターさんようについて、現在の指定管理者である医療法人社団光栄会が令和 7 年 3 月 31 日まで施設の管理を行う予定でしたが、当該法人から指定管理継続が困難である旨の申出があり、当該法人による指定管理の継続手法、新たな指定管理者による管理等の検討をしたところですが、令和 5 年 12 月 31 日をもって指定管理を終了することとし、併せて当該施設を廃止するものであります。

議案第82号は、山陽小野田市下水道条例の一部改正であります。

これは、令和5年9月定例会において、山陽小野田市水道事業給水条例の一部改正について議決をいただいたことに伴い、令和7年10月1日から、月の中途において公共下水道の使用を開始等した場合における使用料の算定方法について、所要の改正を行うものであります。

議案第83号は、物品の購入についてであります。

これは、市民体育館の照明器具の老朽化により、利用者の利便性向上を目的として、LED照明器具を購入設置するものです。

これについては、去る11月14日に指名競争入札を行いましたところ、2,475万円をもって合同会社守谷商事が落札しましたので、山陽小野田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第84号から議案第90号までは、公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

議案第84号は、山陽小野田市ケアセンターさんようの指定管理者の指定の一部変更であります。

これは、議案第81号山陽小野田市ケアセンターさんよう条例の廃止において説明した理由により、ケアセンターさんようの指定管理者の指定期間を変更するものであります。

議案第85号は、山陽小野田市民活動センターの指定管理者の指定であります。

これは、公の施設である山陽小野田市民活動センターについて、広報10月1日号及びホームページにおいて指定管理者を公募し、指定管理者選定委員会において選定基準に沿って審査した結果を踏まえ、アクティオ株式会社を指定管理者に指定するものです。

なお、指定期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとしております。

議案第86号から議案第90号までは、令和6年3月31日をもって現指定管理者の指定期間が満了となる施設について、小野田ガラス株式会社を単独指定した山陽小野田市きららガラス未来館を除き、次の指定管理者を広報10月1日号及びホームページにおいて公募し、応募のあった団体及び単独指定した団体について、各施設の指定管理者選定委員会において選定基準に沿って審査した結果を踏まえ、山陽小野田市きららガラス未来館の指定管理者を小野田ガラス株式会社に、山陽小野田市体育施設の指定管理者を株式会社晃栄に、山陽小野田市斎場の指定管理者を株式会社五輪^{ごりん}に、竜王山公園オートキャンプ場の指定管理者を株式会社晃栄に、北部地区都市公園外施設の指定管理者を公益社団法人山陽小野田市シルバー人材センターにそれぞれ指定するものであります。

なお、指定期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までとしております。

議案第91号は、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学中期目標（第2期）の変更についてであります。

これは、令和6年4月からの山陽小野田市立山口東京理科大学における工学部医薬工学科の設置並びに山陽小野田市立山口東京理科大学大学院における薬学研究科薬学専攻及び工学研究科数理情報科学専攻の設置に係る、文部科学省への届出の受理又は申請の認可がなされたことに伴い、公立大学法人が達成すべき業務運営に関する目標を定めた中期目標に記載されている教育研究組織に工学部医薬工学科並びに工学研究科数理情報科学専攻及び薬学研究科薬学専攻を追加する必要があるため、地方独立行政法人法第25条第3項の規定により、議会の議決を求めるものです。なお、中期目標を変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴く必要があるとされていることから、市の附属機関である山陽小野田市公立大学法人評価委員会に対して諮問を行った結果、令和5年10月19日付けで、案のとおり変更することが適当であると認められるとの答申を受けております。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。